

1. 目的

判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の権利を擁護する成年後見人等の活動に必要な基礎知識を習得し、権利擁護、地域福祉の担い手となる市民後見人として活動できる人材を養成することを目的に講座を行います。

2. 主催

中津市、社会福祉法人中津市社会福祉協議会

3. 応募資格

下記の要件を原則、すべて満たす方

- ・中津市在住または中津市内の企業や事業所に勤務する20歳以上の方（令和6年4月1日時点）
- ・成年後見制度及び福祉活動に理解と熱意のある方
- ・修了後に中津市市民後見人候補者名簿に登録できる方
- ・民法847条の欠格事由に該当しない方

民法847条（後見人の欠格事由）次に掲げる者は、後見人となることはできない。

1. 未成年者
2. 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
3. 破産者
4. 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
5. 行方の知れない者

・すべての科目を受講できる方

※講座修了後、中津市社会福祉協議会が実施する法人後見事業支援員として活動される場合は、中津市社会福祉協議会非常勤職員として登録していただきます。

4. 日程

令和6年9月～令和6年12月の延べ12日間

※研修内容及び詳細の日程、会場については「令和6年度中津市市民後見人養成講座プログラム」をご参照ください。

5. 会場

中津市教育福祉センター 他

6. 受講料

無料

7. 定員

20名

8. 申込み

別紙の申込用紙に記入し、下記申込先まで郵送または持参によって申し込みしてください。

受付期間は6月26日（水）から7月31日（水）の午後5時まで（郵送は当日消印有効）です。

申込用紙は中津市及び中津市社会福祉協議会の窓口で配布します（配布先一覧は下記の通り）。

中津市社会福祉協議会（<http://www.nakatsu-s.or.jp/>）のホームページからもダウンロードすることができます。

◆募集要項・申込用紙の設置場所【※申込用紙の配布・設置期間は6月26日（水）～7月31日（水）です。】

機関名	住所	電話
中津市役所 介護長寿課および各支所	豊田町14番地3	62-9807
中津市社会福祉協議会 地域福祉課	沖代町1丁目1番11号	23-2095
三光 地域福祉推進係	三光成恒421番地1	43-5390
本耶馬溪 地域福祉推進係	本耶馬溪町折元1247番地	53-2255
耶馬溪 地域福祉推進係	耶馬溪町大字柿坂138番地1	27-8870
山国 地域福祉推進係	山国町守実89番地1	62-2898

9. 受講者の決定

受講の可否は、8月末頃までに申込者全員に郵送にてご連絡します。

10. 受講する上での注意事項

- (1) 本講座は全ての科目を受講することで修了となります。
- (2) 遅刻は各科目10分以内であれば認められます。10分以上遅刻した場合には欠席扱いとなります。（ただし、受講していただいても構いません。）
- (3) 欠席はやむを得ない事由（冠婚葬祭や急病など）の場合のみ認めます。
- (4) 欠席が認められるのは10単位までです。欠席した科目について受講を満たすためには、
 - ①科目Aについては、講義資料をもとにレポートの提出が必要となります。
 - ②科目Bについては、補講を受けていただいた上で、レポートの提出が必要となります。（ただし、施設実習の欠席は認められません）
- (5) 今年度修了できなかった方で全プログラムの3分の2以上の単位（40単位）を受講している方は次年度に限り未受講の科目を受講することができます。
- (6) 講義の進行を妨げる行為・他の受講生の迷惑となる行為があった場合、以降の受講をご遠慮していただく場合がございます。

※その他詳細につきましては下記まで問い合わせください。

問合せ・申込先

社会福祉法人中津市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護支援係

〒871-0021 中津市沖代町1丁目1番11号 中津市教育福祉センター内

電話：0979-23-2095 FAX：0979-24-7682